

一般財団法人観光まちづくり佐伯深島ぷろじぇくと事業の実施に関する規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）が実施する深島ぷろじぇくと事業（以下「本事業」という。）の詳細に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(事業)

第2条 本事業は、法人と蒲江深島地区（以下「地区」という。）が作成する深島ねこ図鑑（以下、「ねこ図鑑」という。）の販売収入等を活用して、地域ねこの生息環境の改善並びに観光公害等の地域課題の解決を図る。

(地域との協力)

第3条 本事業は、法人と地区の連携により実施するものとする。

(運営)

第4条 本事業は、法人の事業とする。

2 本事業の実施に要する経費については、ねこ図鑑の販売収入及び寄附金等により得た収入をあてる。

3 前項のねこ図鑑の販売収入のうち、概ね3割に相当する額を地区が実施する地域ねこの管理に要する経費等にあてる。

4 第2項の寄附金等による収入の用途は、地区との協議により決定する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。